官

植物及び地域

そ

七

表示

の表示がなされていること。疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検

三の消毒及び四の一の検査が行われた生果実

六 こん包及びこん包場所 五 実であって、パキスタンで生産されたものであシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果 の温度以上で二十五分間消毒すること。 ていることが植物防疫官により確認されるこ 生果実の中心部の温度を摂氏四十七度とし、 であること。 ること。 生産地における検査及び証明 生産地における消毒 輸送方法 されていること。 ン植物防疫機関による封印がなされているこ がないと認められる場所で行われているこ おそれがないと認められる材料によりこん包 三の消毒及び四の○の検査が的確に実施され 植物防疫官による確認 下「ミバエ類」という。)に侵されていないア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以 が特記されていること。 た植物検疫証明書が添付してあるものである されているパキスタン植物防疫機関が発行し 着していないことを認め、又は信ずる旨記載 かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付パキスタン植物防疫機関により検査され、 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの 各こん包又は束ねたこん包には、パキスタ ○の植物検疫証明書には、 一のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する ものであること。 三の消毒が行われたものであること。 次に掲げる事項

める基準を次のように定め、 公布の日から施行す

平成二十三年一月三十一日 農林水産大臣

鹿野 道彦